

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名: 契約管財局管財課

[illegible]

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	契約管財局	担当	管財部管財課賃貸グループ	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料
----	-------	----	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	----	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分								合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度少 [△]	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を資す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ [△]	エ [△]	オ [△]	カ [△] ＝エ [△] ＋オ [△]	キ [△] ＝エ [△] ÷ウ [△]	ク [△] ＝カ [△] ÷ウ [△]	ケ [△] ＝ウ [△] － (エ [△] ＋オ [△])	キ [△] ＝(エ＋エ [△]) ÷(ウ＋ウ [△])	ク [△] ＝(カ＋カ [△]) ÷(ア＋ウ [△])	ケ [△] ＝ケ＋ケ [△]
A	令2 実績	61,636	161	61,475	14,547	0	14,708	23.7%	23.9%	46,928	455,589	440,690	0	440,690	96.7%	96.7%	14,899	88.0%	88.0%	61,827
B	令3 実績	61,827	▲ 5,530	67,357	7,535	0	2,005	11.2%	3.2%	59,822	440,625	422,325	0	422,325	95.8%	95.8%	18,300	84.6%	84.5%	78,122
C	令4 修正目標	78,122	0	78,122	9,000	0	9,000	11.5%	11.5%	69,122	430,001	421,401	0	421,401	98.0%	98.0%	8,600	84.7%	84.7%	77,722
D	令4 実績	78,122	0	78,122	16,304	0	16,304	20.9%	20.9%	61,818	427,402	413,479	0	413,479	96.7%	96.7%	13,923	85.0%	85.0%	75,741
E	令5 当初目標	77,722	0	77,722	9,000	0	9,000	11.6%	11.6%	68,722	416,001	407,681	0	407,681	98.0%	98.0%	8,320	84.4%	84.4%	77,042
F	令5 修正目標	75,741	0	75,741	9,000	0	9,000	11.9%	11.9%	66,741	421,223	412,799	0	412,799	98.0%	98.0%	8,424	84.9%	84.9%	75,165
G	令6 当初目標	75,165	0	75,165	9,000	0	9,000	12.0%	12.0%	66,165	408,223	400,059	0	400,059	98.0%	98.0%	8,164	84.6%	84.6%	74,329

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等での 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割契約により、 分割納付中であり 、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割契約により、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を得たため 、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 割契約を行った が、 分割納付の履 行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額により 、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後なお 相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の受任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないも の	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度	未収債権 の件数	802	199			181			1,182	29					13		42	1,224
	未収金 残高	35,851	7,775			8,984			52,610	5,885					3,323		9,208	61,818
現年度	未収債権 の件数	184	12			75			271	0					0		0	271
	未収金 残高	8,195	613			5,115			13,923	0					0		0	13,923

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：⑩ → ⑪ 又は ⑫ → ⑬ 又は ⑭ → ⑮

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

191

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

1,495

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝ 上記2のD(令4実績)のケ[△]

75,741

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた効果的な対応策を検討する。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくうえで、催告及び納付交渉等を行う。 ・相続人の相続放棄が確認できており、相続人が不在となった案件について、相続財産管理人の申立てを行い、未収金の回収を試みる。	・納付期限後30日以内に督促状を送付するとともに、必要に応じて電話等による催告を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくうえで、催告及び納付交渉等を行う。 ・極度額が設定された新民法適用案件について、保証人に対する請求を必ず行う。
取組実績	・連絡のつかない債務者1名が交渉の場に現れないと交渉が進まないため、委任弁護士より他の債務者に探して連れてくるように期限を設けて約束させた。 ・相続調査を行い、相続人を確定し文書催告及び納付交渉を行った。 ・高額滞納者について、弁護士と相続財産管理人選任申立の委任契約を締結し、相続財産管理人選任の申立てを行い、借地権付建物の売却利益により弁済を行ってもらう手法を提案するなど、交渉・調整を行った。	・納入期限より30日以内に督促状を送付し、弁済がなされない案件については、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたため、積極的な電話、訪問等の対面による督促を行い早期滞納解消に努めた。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を実施した。
課題	・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。	・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。 ・賃借人から延長願いの提出があった案件については、履行延期の特約により納入期限を延長しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、賃借人の支払い能力が低下しているため、現年度の未収金額が増加傾向にある。
改善策	・滞納交渉が進まない案件について、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産管理人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。	・履行延期の特約や分納誓約の締結も視野に入れ、滞納交渉を進める。 ・納付書が届かない案件については相続が発生している可能性が高いため、迅速に相続調査を行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた効果的な対応策を検討する。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくうえで、催告及び納付交渉等を行う。 ・相続人の相続放棄が確認できており、相続人が不在となった案件について、相続財産管理人の申立てを行い、未収金の回収を試みる。	・納付期限後30日以内に督促状を送付するとともに、必要に応じて電話等による催告を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくうえで、催告及び納付交渉等を行う。 ・極度額が設定された新民法適用案件について、保証人に対する請求を必ず行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	11.2%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	95.8%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	84.6%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	契約管財局	担当	管財部管財課管財グループ	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	私債権	債権名	一般競争入札による市有地貸付に係る土地賃貸料
----	-------	----	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	------------------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア-ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ+エ+オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'+オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'- (エ'+オ')	キ" ＝(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" ＝(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" ＝ケ+ケ'
A	令2 実績	2,572	0	2,572	0	0	0	0.0%	0.0%	2,572	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	2,572
B	令3 実績	2,572	441	2,131	1,453	0	1,894	68.2%	73.6%	678	0	0	0	0	—	—	0	68.2%	73.6%	678
C	令4 修正目標	678	0	678	678	0	678	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
D	令4 実績	678	0	678	0	0	0	0.0%	0.0%	678	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	678
E	令5 当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
F	令5 修正目標	678	0	678	678	0	678	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
G	令6 当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等での 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押え後、 各種処分に向け た、財産調査中 の 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 後、 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押え後、 各種処分に向け た、財産調査中 の 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付中であり 、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付中であり 、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を得たが、 納付を猶予し て (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分 割納付を行った が、 分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の受任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計額のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
過年度 未収債権 の件数										0	1						1	1
過年度 未収金 残高										0	678						678	678
現年度 未収債権 の件数										0	0						0	0
現年度 未収金 残高										0	0						0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: ⑩ → ⑪ 又は ⑫ → ⑬ 又は ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

1

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

1

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ^{*}

678

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	財産調査を継続するとともに、他の強制執行の手法を検討するために弁護士相談を行う。	—
取組実績	財産調査を継続するとともに、弁護士相談で他の強制執行の手法を検討した。 令和4年10月に債権管理・回収アドバイザーへの相談を実施。	—
課題	財産調査を実施したが、これまで行ってきた強制執行可能な財産以外の財産が新たに見つからない。	—
改善策	—	—

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	これまで土地明渡等請求訴訟(資料請求等も含む)を提起し、債務名義を得て債務者の財産調査を行い、債権差押や不動産強制競売申立などの強制執行を実施してきたが、土地賃貸料の全額回収には至らなかったため、今後の対応については、令和4年度の債権管理・回収アドバイザーの回答により、大阪市が債務者の刑務所に対し、債務者宛の手紙を送付し所在確認を継続して実施する。刑務所在監の有無が判明しない場合は、住民票上の住所地に本人限定受取郵便を送付する。所在調査と並行し、弁護士法23条の2に基づく照会や民事執行法207条を活用し、債務者の預金調査を行う。	—

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	68.2%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	68.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	契約管財局	担当	管財部管財課管財グループ	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	番号004に係る賃料相当損害金
----	-------	----	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	—	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	5,821	0	5,821	0	0	0	0.0%	0.0%	5,821	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	5,821
B	令3 実績	5,821	0	5,821	0	0	0	0.0%	0.0%	5,821	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	5,821
C	令4 修正目標	5,821	0	5,821	5,821	0	5,821	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
D	令4 実績	5,821	0	5,821	0	0	0	0.0%	0.0%	5,821	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	5,821
E	令5 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令5 修正目標	5,821	0	5,821	5,821	0	5,821	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
G	令6 当初目標	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

	回収債権									整理債権									合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向け、財産調査中又は 行方不明等での所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押え後、又は 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中である 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないものは換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD(令3実績)のケ及びケ'※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数									0	1							1	1
	未収金残高									0	5,821							5,821	5,821
現年度	未収債権の件数									0								0	0
	未収金残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

1

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

1

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝上記2のD(令4実績)のケ

5,821

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	財産調査を継続するとともに、債権回収について弁護士相談を行った。	—
取組実績	財産調査を継続するとともに、弁護士相談で他の強制執行の手法を検討した。 令和2年度に行った不動産強制競売申立の事後処理手続を進め、配当金が収入されたが、土地賃貸料に充当されたため、債権額は減少しなかった。 令和4年10月に債権管理・回収アドバイザーへの相談を実施。	
課題	財産調査を実施したが、これまで行ってきた強制執行可能な財産以外の財産が新たに見つからない。	—
改善策	—	—

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	これまで土地明渡等請求訴訟(資料請求等も含む)を提起し、債務名義を得て債務者の財産調査を行い、債権差押や不動産強制競売申立などの強制執行を実施してきたが、土地賃貸料の全額回収には至らなかったため、今後の対応については、令和4年度の債権管理・回収アドバイザーの回答により、大阪府が債務者の刑務所に対し、債務者宛の手紙を送付し所在確認を継続して実施する。刑務所在監の有無が判明しない場合は、住民票上の住所地に本人限定受取郵便を送付する。所在調査と並行し、弁護士法23条の2に基づく照会や民事執行法207条を活用し、債務者の預金調査を行う。	

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由